

なくそう犯罪 すごそう明るい年末・年始

強盗等の凶悪事件の被害防止を！

子ども達を犯罪から守りましょう！

「目配り」「気配り」で犯罪防止！



**みんなで つくろう 安心の街
岡山県防犯協会・岡山県警察**

ひったくりや空き巣などの被害防止を！

自転車・オートバイの盗難被害防止を！

鍵かけ！声かけ！で犯罪ゼロ



**鍵かけ！声かけ！運動
啓発ポスターコンクール
最優秀作品**

岡山市芥子山小学校2年生
佐藤真裕香さんの作品

**振り込め詐欺の被害防止！
特に、融資保証金詐欺に注意！！**

消費税課税事業者届出書等の提出はお済みですか？

1 新たに課税事業者となる個人事業者の方へ

- ★ 前々年の売上げが1,000万円超なら課税事業者となります。新たに課税事業者となる方で、「課税事業者届出書」の未提出の方は、速やかに提出してください。

- 平成15年分の課税売上高が1,000万円超→平成17年分の課税事業者
- 平成16年分の課税売上高が1,000万円超→平成18年分の課税事業者 となります。

- ★ 新規事業者の方で、平成17年分及び18年分から簡易課税制度を選択される方は、平成17年12月31日までに「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。
- ★ 一般課税により申告される方は、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿と請求書等の両方を保存する必要があります。帳簿と請求書等の両方の保存がない場合、仕入れ税額控除の適用を受ける事ができませんので、十分ご注意ください。
- ★ 納税には、安全・便利な振替納税をご利用ください。
口座振替依頼書をご提出ください。(所得税とは別に提出が必要です)。
申し込みは税務署又は金融機関まで！

詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。ご不明な点がある方は、お気軽に税務署までご相談ください。

2 法人の方で、新規課税事業者になる方も、届出と申告をお忘れなく。

- 津山税務署 津山市田町67番地 ☎(0868)22-3147(代表電話)
☎(0868)22-3104(個人課税部門)
☎(0868)22-3109(法人課税部門)